無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示の概要について

令 和 ８ 年 ８ 月 ２０日
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制担当参事官室

１．改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第９条の 10 及び第 15 条の４の４の無害化処理認定制度は、ポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）等に汚染された廃棄物等を対象に、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状等を高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定し、認定を受けた者については、同法に基づく廃棄物処理業及び施設設置に係る許可を得ることなく処理を業として行い、施設を設置することを可能とする制度である。

高濃度ＰＣＢ廃棄物については、これまで国が事業を統括する中間貯蔵・環境安全事業株式会社による高濃度ＰＣＢ廃棄物処理事業によって処理が行われてきたが、大量に保管・使用されていた高濃度ＰＣＢの処理が大きく進展し、令和８年３月末で当該事業は終了した。今後は廃屋の解体工事等により予期せず高濃度ＰＣＢ廃棄物が発見され、少量ずつ散発的に処理する段階に移行するため、これらが長期的に保管されることがないよう、少量散発的に覚知されるものを長期的に安定して確実に処理する新たな処理体制が必要である。このような状況を踏まえ中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会において、令和８年４月に別紙のとおり意見具申がとりまとめられ、廃棄物処理法に基づく無害化認定制度の対象に高濃度ＰＣＢ廃棄物を追加することや無害化設備に付加する前処理技術の基準追加を行うこと等が示された。

以上を踏まえ、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成 18 年７月環境省告示第 98 号。以下「対象物の告示」という。）及び低濃度ＰＣＢ廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成 21 年 11 月環境省告示第 69 号。以下「基準の告示」という。）について、上記の中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会の意見具申を踏まえ、所要の改正を行うこととする。

２．改正の内容

（１）対象物の告示

○無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物の追加（対象物の告示第１項の改正）

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物として新たに、ＰＣＢ原液、ＰＣＢを含む油若しくはＰＣＢが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が一般廃棄物となったもの又はこれらの物を処分するために処理したものを追加することとする。

○無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物の追加（対象物の告示第２項第１号及び第２号の改正）

無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物のうち、廃ＰＣＢ等及びＰＣＢ汚染物については以下のものが対象となっている。

■廃ＰＣＢ等

・微量ＰＣＢ汚染絶縁油が廃棄物となったもの

・ＰＣＢの濃度が廃ＰＣＢ等１kg につき 5,000mg 以下のもの

■ＰＣＢ汚染物

・微量ＰＣＢ汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

・汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだＰＣＢの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず１kg につき 100,000mg 以下のもの

・廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているＰＣＢの量が廃プラスチック類１kg につき 100,000mg 以下のもの及び金属くず等のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているＰＣＢの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物１kg につき 5,000mg 以下のもの

新たに上記に記載しているもの以外の廃ＰＣＢ等及びＰＣＢ汚染物を対象に追加することとする。

（２）基準の告示

○高濃度ＰＣＢ廃棄物の無害化処理の内容の基準の追加（基準の告示第２条第２項の改正）

高濃度ＰＣＢ廃棄物の無害化処理の内容の基準は、廃棄物の種類に応じ、それぞれ以下の表の通り定める数値を超えないようＰＣＢを分別・除去した上で、焼却することとする。

廃ＰＣＢ及びＰＣＢを含む廃油	当該廃棄物に含まれているＰＣＢの重量の割合が 0.5%
汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ＰＣＢが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうちＰＣＢを含む部分１kg につき 100,000mg
廃プラスチック類のうち、ＰＣＢが付着し、又は封入されたもの	当該廃プラスチック類１kg につき 100,000mg
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他ＰＣＢが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物１kg につき 5,000mg

○高濃度ＰＣＢ廃棄物の無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準の追加（基準の告示第３条の改正）

高濃度ＰＣＢ廃棄物の無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準は、上記第２条第２項に規定する基準に適合していることを確認するための試験を６カ月に１回以上行い、かつ、その結果を記録することができる者であることとする。

○ＰＣＢ廃棄物の無害化処理の用に供する施設の基準の追加（基準の告示第４条の改正）

保管施設を有する場合には、高濃度ＰＣＢ廃棄物と低濃度ＰＣＢ廃棄物とを同時に保管を行う場合には、低濃度ＰＣＢ廃棄物に高濃度ＰＣＢ廃棄物が混入するおそれがないように措置を講じることとする。

○申請書に添付する実証試験に関する書類の追加（基準の告示第８条の改正）

高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理を行う場合には、実証試験において焼却施設に投入する廃棄物が第２条第２項に規定する基準に適合したことを示す書類を添付することとする。

○廃棄物処理施設の維持管理に関し記録する事項の追加（基準の告示第 10 条の改正）

高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理を行う場合には、第３条の規定による試験に関する事項として、試料を採取した位置、年月日、試験の結果及び結果の得られた年月日を記録することとする。

○その他所要の改正を行う。

３．施行

令和８年８月 20 日　公布・施行